

独立行政法人奄美群島振興開発基金について

根拠法

奄美群島振興開発特別措置法

(基金の目的)

第11条 独立行政法人奄美群島振興開発基金は、振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とする。

(業務の範囲)

第17条 基金は、第11条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者又は奄美群島に住所若しくは居所を有する者が金融機関に対して負担する債務の保証を行うこと。
- 二 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付けを行うこと。

三～四 (略)

沿革

昭和30年9月10日	奄美群島復興信用保証協会設立 (米軍のガリオア物資代等に係る債権を承継)
昭和34年3月30日	融資業務追加・奄美群島復興信用基金に改組
昭和39年4月1日	奄美群島振興信用基金に改称
昭和49年4月1日	奄美群島振興開発基金に改称
平成元年4月1日	出資業務追加
平成16年10月1日	独立行政法人奄美群島振興開発基金設立
平成18年3月31日	出資業務廃止(特殊法人等整理合理化計画)

出資金

144億円 (内訳)
国 90億円
鹿児島県 37億円
群島内市町村 17億円

業務

○保証業務

第二次、第三次産業のみならず、第一次産業に対しても保証する等、信用力に乏しい中小規模の事業者等が金融機関から円滑に貸付を受けられるよう、きめ細かな信用保証を実施。

平成18年度保証額 22億円

年度末保証残高 89億円

○融資業務

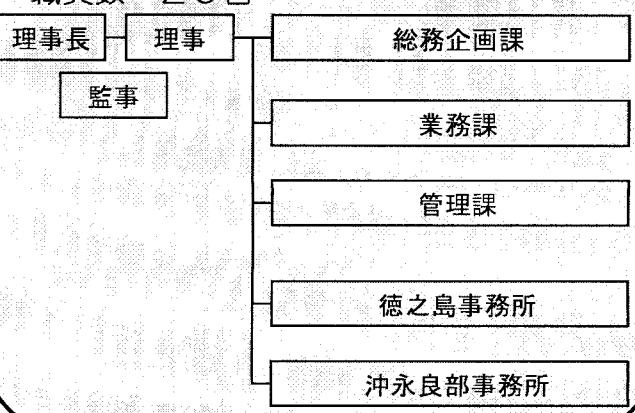
農林水産業、大島紬等特産品製造・販売業、観光業など、地域の特性を生かした産業に融資を実施。

平成18年度融資額 17億円

年度末融資残高 108億円

組織

役員数 2名 (監事2名を除く)
職員数 20名





奄美群島の自立的発展に寄与

独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)

事務及び事業の見直し

【融資業務・債務保証業務】

○奄美群島振興開発基金の根拠法である奄美群島振興開発特別措置法が平成20年度末に期限切れとなることを踏まえ、平成21年度以降の奄美群島の振興開発の在り方等と一体的に、他の金融機関等との関係や役割分担の在り方を含め抜本的な見直しについて検討する。見直しに当たっては、平成21年度以降の奄美群島の振興開発の在り方等に係わる奄美群島振興開発審議会の審議、今年度において実施されている鹿児島県の総合調査等における奄美群島振興開発基金による金融措置の効果の検討及び今後の在り方の検討等を踏まえつつ行う。

上記見直しの結果、平成21年度以降も業務を継続する場合は、以下の事項について速やかに実施する。

○融資業務及び債務保証業務について、奄美群島振興開発基金の果たすべき役割、奄美群島内事業者の状況、近年の利用実績の分析等を踏まえ、民間金融機関、信用保証協会、政策金融機関等で対応できない、又は奄美群島振興開発基金が行う方が効果的・効率的なメニューや案件に特化することとし、それ以外のメニュー等については廃止する。

○融資業務については、利用頻度の少ない、又は一般金融機関でも十分対応可能な融資メニュー等について、今後の奄美群島の振興開発の在り方等の検討の中で廃止、縮小、統合等を含め検討し、平成20年度までに結論を得る。この中で、短期運転資金については、特に奄美群島の振興開発に必要なものに限定する方向で検討する。

○債務保証業務については、保証限度額及び民間金融機関との適切なリスク分担の在り方について、今後の奄美群島の振興開発の在り方等の検討の中で、保証のカバー率を引き下げる等の方向で見直しを行い、平成20年度までに結論を得る。

運営の効率化及び自律化

【業務運営体制の整備】

○ガバナンスの充実に向け、コンプライアンスの徹底を図り、内部検査体制、情報開示の充実等に努め、実効ある業務実施体制を構築する。

○審査の厳格化、債権管理・回収の強化等により資産の健全性を向上させるとともに、自己収入の増加、一般管理費の抑制等により收支改善を推進することにより、単年度収支の改善及び累積欠損金の着実な削減による財務の健全化を図る。

○中小企業信用情報データベースの活用等による審査の厳格化、期中管理の強化等による新規延滞債権発生の抑制、効果的な法的措置の促進、督促の励行等管理・回収の強化による回収金の増額、経営支援・再生支援等による債権の優良化等により、リスク管理債権の削減に努める。